

京都市告示第 402 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 26 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間
二条停車場嵐山線	右京区太秦下刑部町10番地の14地先から 同町14番地の1地先まで

(建設局土木管理部道路明示課)